

3 備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

		大 採 計 画 青 小数第2位まで記載されているか	
I	伐採の計画	(第3位で四捨五入されているか)?	
	伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha 、天然林 ha)	
	伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率 %	
	作業委託先		
	伐 採 樹 種		
	伐 採 齢		
	伐採の期間		
	集材方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①始期は届出年月日以降30~90日となっているか?
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m・延長 m	②伐採の期間が1年を超える 場合は、年次別に伐採の 計画が記載されているか?
2	備考	幅]	員3m超で、その面積が 超となっていないか?

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が | 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附 帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合 は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。	□森林所有者	□届出者	□伐採事業者	(確認後にチェックしてください

I 伐採後の造林の計	画
------------	---

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

	1 - 4 + 							
	林面積(A + B + 	C + D)			7	ha		
/	人工造林による面積 (A+B)植栽による面積 (A)人工播種による面積 (B)天然更新による面積 (C+D)					ha		仕の場
						ha	採面積と造林面積るか? (伐採後に	が一森林り
						ha	途に供される場合 ②市町村森林整備 「植栽によらなけ	計画
							新が困難な森林」 産機能維持増進	又は 森林の
🗗	た然更新による面 「	槓(C + D) ————				ha ————————————————————————————————————	に効率的な施業かのうち人工林の場が計画されている	恰、人
	ぼう芽更新によ	る面積(C)				ha	③伐採跡地が確実方法が選択されて	に更新
	天然更新補助作業の有無			地表処理・刈り				
	T # T # T # 1 -		7	その他() · t	\$ C		
	天然下種更新に	よる面積(U <i>)</i> ————		ul. de an em	ha		複数の樹種を造材	する
	天然更新補助	作業の有無		地表処理・刈ヒ アの他(出し・植込み・な		樹種ごとに記載さ	
ὰ採が終了した日を 	含む年度の翌年度の初	日から起算して5年を超 	えない期間 	4 樹種別の	樹種別の		造林の標準的な方法 るか? 	本 I 〜 D値
		20杯の期间	延 怀倒的	造林面積	植栽本数	委託先	技 対 策	
	エ 造 林 直栽・人工播種)	>	Г	ha	本			
天	然 更 新			市町村森林整備計画 戈採が終了した日を				か。
(1	ぼう芽更新・		_					
	然下種更新)			①天然更新又は森林 が全て記載されてし	いるか?			
	5年後において 適確な更新が			25年度に天然更新 ない場合に、そのB 			*以外の用述に供いるか	
	なされない場合							
(9) 华哲	発後において森林 !	以外の用途に供	されるこ	ととなる場合	のその用途			
(6)				 採後の用途が森林以 用面積はIha(太陽	L外(転用)である	 場合、その	用途が記載されて	いるか

- I 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

①伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

大津町長 金田 英樹 様

であり、適正

【森林所有者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

【届 出 者】

7 000-000

住 所 ○○郡○○町 Ⅰ — 2

氏 名 大津 太郎

電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

○○ 字 ○○ 1234-1番地、1234-2番地

I 森林の所在場所

大津町 大字

伐採箇所が複数地番にまたがる場合 は該当する地番を全て記載する。

ルセスペルを作ったようと

2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(万	沙森 <i>)</i>			
			伐 採 計 画 書	
			全ての地番の伐採面積の合計を記載する。	
I	伐採の計画			
	伐 採 面	積	2.00 ha(うち人工林 2.00ha 、天然林 ha)	
	伐 採 方	法	主伐(皆伐) 択伐) ・間伐	
	作業委託	先先	(有) 〇〇林業	
	伐 採 樹	種	スギ	
	伐 採	齢	50 	———— 出日以降 . 滴正。
	伐採の期	間	令和4年11月15日~令和5年3月15日	
	集材方	法	集材路・架線・その他(

幅員 3m · 延長 500m

2 備考

注意事項

集材路の場合

予定幅員・延長

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が | 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発するこ とが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附 帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合 は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業 者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました	- □ □ □ 本林	口屈虫者	□代坯重業去	(man (4) = 4 1 = 1 + 1 + 1

	主伐に係る	 る伐採面積と一致しており、	適正。——
I 伐採後の造林の計画			
(1) 造林の方法別の造林面積等の計	画		
造林面積 (A+B+C+D)			2.00ha
人工造林による面積(A+B	;)		2.00ha
植栽による面積(A)			2.00ha
人工播種による面積(B)			ha
天然更新による面積(C+D))		ha
ぼう芽更新による面積(C	:)		ha
	L	地表処理・刈出し	・植込み・
	t	その他()・なし
天然下種更新による面積((D)		ha
	ı	地表処理・刈出し	・植込み・
	•	その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 エ 造 林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ~ 令和5年5月31日	ヒノキスギ	1.00ha 1.00ha		△△森林	77 /
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)		_ 伐採が終了し ら起算して2	ンた日を含む年原 年以内となって	きの翌年度の初日 いるため、適正	3 h	
5年後において 適確な更新が なされない場合						

	J 0. C 1.	- G V - 70 LI				<u> </u>
(3)	伐採後に	おいて森林	以外の用途に供	きされること	となる場合の	のその用途
2 1	構考 ┌────					

- I 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

②伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年9月19	5	Ħ
----------	---	---

伐採の始期の30~90日前 であり、適正。

印

伐採箇所が複数地番にまたがる場合 は該当する地番を全て記載する。

大津町長 金田 英樹 様

【森林所有者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町 Ⅰ — 2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

【届 出 者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町 Ⅰ — 2

氏 名 大津 太郎

包括 000-000-0000

【伐採事業者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎

電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

I 森林の所在場所

大津町 大字 ○○ 字 ○○ 1234-1番地、1234-2番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

伐採の期間が1年を超える場合は、 年次別に記載する。

> 伐採の始期が届出日以降 30~90日であり、適正。

| 伐採の計画

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐	採	面	積	3.30 ha(うち令和4年度天然林2.20ha、令和5年度天然林1.10ha)
伐	採	方	法	主伐(皆伐) 択伐) ・間伐
作	業委	託	先	_
伐	採	樹	種	クヌギ、その他広葉樹
伐	採	:	齢	45 (35~50)
伐	採の	期	間	令和4年11月1日~令和5年12月31日
集	材	方	法	集材路・架線・その他(
	集材路 P定幅員		-	幅員 3m ・ 延長 750m

2 備考

注	音	重	項
<i>,</i> T	悪	#	ᄱ

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が | 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附 帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合 は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 □森林所有者 □届出者 □伐採事業者 (離線像にチェックして

伐採後の	注 ++	の計画
1克探(台())	洒林	ひ)ミナ・田・

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

追称の方仏別の追称画領寺の計画	
造林面積 (A+B+C+D)	3.30ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積(C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・ 刈出し・ 植込み・ その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

2 備考

		N# 11 - ## ##	N# 11 1#1	樹種別の	樹種別の	作業	鳥獣害]
<u> </u>	1	造林の期間	造林樹種	<u> </u>	植共木数	季 新	村 第	
採が終了したら て5年を超えな 	音を含む年度の翌年度の初日 い期間となっているため、う ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	から起昇 高正。		(例) 3,000 5年後におい	べき立木の本数) かか / ha × 3.30 ha いて適確な更新か 本数を植栽する	=9,900本 『完了していな		
	天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日	クヌギ その他広葉樹	2.20ha 1.10ha				
	5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ~ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	9,900本			
から起算して	た日を含む年度の翌年度の名 7年を超えない期間となって が計画されているため、適コ	ぉ ┡の用途に伊	きされること	となる場合の		5年後の天然更 く天然更新を記	新の完了の見 計画する全面	込みに関 債を記載す

- I 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

③伐採の方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

今和	4年	10	月	ΙF
√ 1/12			\boldsymbol{n}	

伐採の始期の30~90日前 であり、適正。

印

伐採箇所が複数地番にまたがる場合 は該当する地番を全て記載する。

大津町長 金田 英樹 様

【森林所有者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

【届 出 者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町 Ⅰ — 2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎

電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

A株の所在場所

大津町 大字 ○○ 字 ○○ 1234-1番地、1234-2番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

市町村森林整備計画に定める立 木の伐採(主伐(択伐))の標準 的な方法に照らして適正な伐採率 となっているか?

伐採の計画

伐	採	面	積	→ 2.00 ha (うち人工林 2.00ha、天然林 ha)	
伐	採	方	法	主伐(皆伐(択伐))・間伐 伐採率 40 %	
作	業。	\$ 託	先	○○森林組合	
伐	採	樹	種	ヒノキ	
伐	挖	Ŕ	齢	60	 伐採の始期が届出日以降30
伐	採 0	期	間	令和4年11月1日~令和5年3月15日	~90日であり、適正。
集	材	方	法	集材路(架線)その他(
	集材路 予定幅			幅員 m · 延長 m	

2 備考

注	咅	車	佰
<i>,</i> T	悪	#	ᄱ

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が | 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発するこ とが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附 帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合 は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業 者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました	- □ □ □ 本林	口屈虫者	□代坯重業去	(man (4) = 4 1 = 1 + 1 + 1

伐採後の造	林の計画
-------	------

の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	2.00ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・
	その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	她表処理〉刈出し・植込み・
	その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	を含む年度の翌年度の初日; い期間となっているため、適 		造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策	
	人 エ 造 林 (植栽・人工播種)			(例) 3,0 5年後にお	すべき立木の本 000本/ha×2.00h いて適確な更新 る本数を植栽す	na×0.4=2,40 fが完了してい	0本 ない場合は、	
	天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日	その他広葉樹	2.00ha	THE TENT			
	5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ~ 令和12年3月31日 オ	その他広葉樹	2.00ha	2,400本			
から起算して7年を超	含む年度の翌年度の初日 えない期間となってお されているため、適正。	/ 以外の用途に供	されること	となる場合の	V 2:	年後の天然更第 天然更新を計	所の完了の見返 画する全面積	込みに関係な を記載する。

2 備考

- I 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

④伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年 | 0月 | 日

伐採の始期の30~90日前

印

伐採箇所が複数地番にまたがる場合 は該当する地番を全て記載する。

大津町長	金田	英樹	様
$\mathcal{N} + \mathcal{N} \times$	ᄣᄪ	ᄌᄱ	145

【森林所有者】

〒 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

【届 出 者】

T 000-000

住 所 ○○郡○○町 Ⅰ — 2

氏 名 大津 太郎

電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

T 000-000

住 所 ○○郡○○町1-2

氏 名 大津 太郎

電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

I 森林の所在場所

大津町 大字 ○○ 字 ○○ 1234-1番地、1234-2番地

- 2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり
- 3 備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率と なっているか? (伐採後の造林が必要 うな、過大な伐採率とないないことを確認)

> 出日以降30 適正。

1	伐採の	計画

伐採の計画		
伐 採 面 積	→ 2.00 ha (うち人工林 ha 、天然林 ha) /
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐) 間伐	6 -
作業委託先一		
伐 採 樹 種 ヒ	ノキ	
伐 採 齢 35		
伐採の期間令	和4年11月15日~令和5年3月15日	
集材方法	集材路・架線・その他(
集 材 路 の 場 合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m	

\sim	/#±	+4
/	1毎	寒

注意事項

1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が | 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発するこ とが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附 帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合 は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業 者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました	- □ □ □ 本林	口屈虫者	□代坯重業去	(man (4) = 4 1 = 1 + 1 + 1

ı	伐採後σ	浩林	の計画
	17.1×125 U) 3 豆 水 八	ひょうて田田

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A + B + C + D)			ha
人工造林による面積(A+B)			ha
植栽による面積(A)		は更新を伴わない	ha
人工播種による面積(B)		そであるため、伐採後 は林の計画は不要	ha
天然更新による面積(C+D)			ha
ぼう芽更新による面積(C)			ha
工能事如就以作类の大领		地表処理・刈出し・	植込み・
│ │天然更新補助作業の有無 │ │ │ │		その他()・なし
天然下種更新による面積(D))		ha
T 解 五 就 社		地表処理・刈出し・	植込み・
│ │ │天然更新補助作業の有無 │ │ │		その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の	樹種別の	作業	鳥獣害
			造林面積	植栽本数	委託先	対策
人工造林						
(植栽・人工播種)						
天 然 更 新						
(ぼう芽更新・						
天然下種更新)						
5年後において						
適確な更新が						
なされない場合						

		-1/, -100 -	のその用途
/# *			
備考			

- I 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

⑤伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

		令和4年10月1日
英樹	様	(大採の始期の30~90日前であり、適正。

【森林所有者】

大津町長 金田

₹ 000-000

住 所 ○○郡○○町 Ⅰ — 2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

【届 出 者】

T 000-000

住 所 ○○郡○○町Ⅰ─2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

T 000-000

住 所 ○○郡○○町Ⅰ─2

氏 名 大津 太郎 印

電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

I 森林の所在場所

大津町 大字 ○○ 字 ○○ |234-|番地、|234-2番地

- 2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり
- 3 備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

I 伐採の計画

伐採面積が1ha以下であり、適正。 なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha以下であることを確認。

<u></u>	
伐 採 面 積 0.50 ha (うち人工林0.50ha、天然林 ha)	
伐 採 方 法 主伐 皆伐 択伐)·間伐 伐採率 100 %	
作 業 委 託 先 (有)□□林業	
伐 採 樹 種 スギ	
伐 採 齢 60	伐採の始期が届出日以降3 ~90日であり、適正。
伐 採 の 期 間 令和4年11月15日~令和5年3月15日	
集材方法集材路・架線・その他(
集材路の場合 ・ 発表 100m	

\sim	/#±	-1-2
_	1石	考

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が | 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附 帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合 は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 □森林所有者 □届出者 □伐採事業者 (離線像にチェックして

Ι 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

伐採後において森林以外の 用途に供されることとなる ため、伐採後の造林の計画 は不要。

造林面積(A + B + C + D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

伐採後において森林以外の用途に供されることとなる ため、「5年後において適確な更新がなされない場合」

			C 选 唯 · G 文 初 / 3	0 C 10 0 C 10 0	-	
		は記載不要。			 f 業	鳥獣害
	造林の期間	造林樹種	造林面積	植栽本数	委託先	対策
人工造林	V					
(植栽・人工播種)						
天 然 更 新						
(ぼう芽更新・						
天然下種更新)						
5年後において	令和10年4月1日					
適確な更新が	~	スギ	0.50ha	1,500本		
なされない場合	令和11年3月31日	*				

伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
伐採後に宅地造成を予定(転用予定時期:令和5年8月)
E .

備考 2

伐採後の用途が森林以外(転用)である 場合、その用途及び時期を記載する。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に素材に復旧する旨の造林の計画を記載する。(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

- I 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。